

平成12年度農林水産情報交流ネットワーク事業 全国アンケート結果
容器・包装のリサイクルに関する意識・意向について

本アンケートは、農林水産情報交流ネットワーク事業の一環として、流通加工業者モニター（木材関係を除く）を対象に、「容器包装のリサイクルに関する意識や意向」を把握し、今後の「容器包装リサイクル法」の円滑な推進を図るための資料とすることを目的として平成12年6月に実施したものである。



I 要 旨

- 1 容器包装リサイクル法の完全施行についての認知度は、9割の流通加工業者モニターが何らかの情報で知っていたと回答し、その情報源としては、「新聞、テレビなどのマスメディアを通じて知っていた」が7割と最も高くなっている。
- 2 容器包装リサイクル法の対象となるモニターについて、再商品化義務への今後の意向をみると、「今後も（財）日本容器包装リサイクル協会と委託契約をしたい」が4割強、「自主回収認定、独自回収認定を受けたい」が2割、「今後早急に委託契約をしたい」が2割弱となっている。
- 3 容器包装の減量化や再資源化、環境負荷の軽減等のために今後行っていこうと考えていること（既に行っていることを含む。）を聞いたところ、「容器包装の軽量化・簡素化」が5割強と最も高く、次いで「容器包装の材質を再商品化しやすいものに変更」、「再生容器の使用」（ともに3割）となっている。特に、容器包装リサイクル法の対象となるモニターでは、「容器包装の軽量化・簡素化」が7割弱、「容器包装の材質を再商品化しやすいものに変更」が5割弱と総じて取組意向が高くなっている。
- 4 容器包装リサイクル法が完全施行されたことに伴って、流通加工業者モニターが消費者に要望することは、「容器包装の簡素化を理解してほしい」及び「環境対策にはコストがかかることを理解してほしい」がそれぞれ6割と高くなっている。

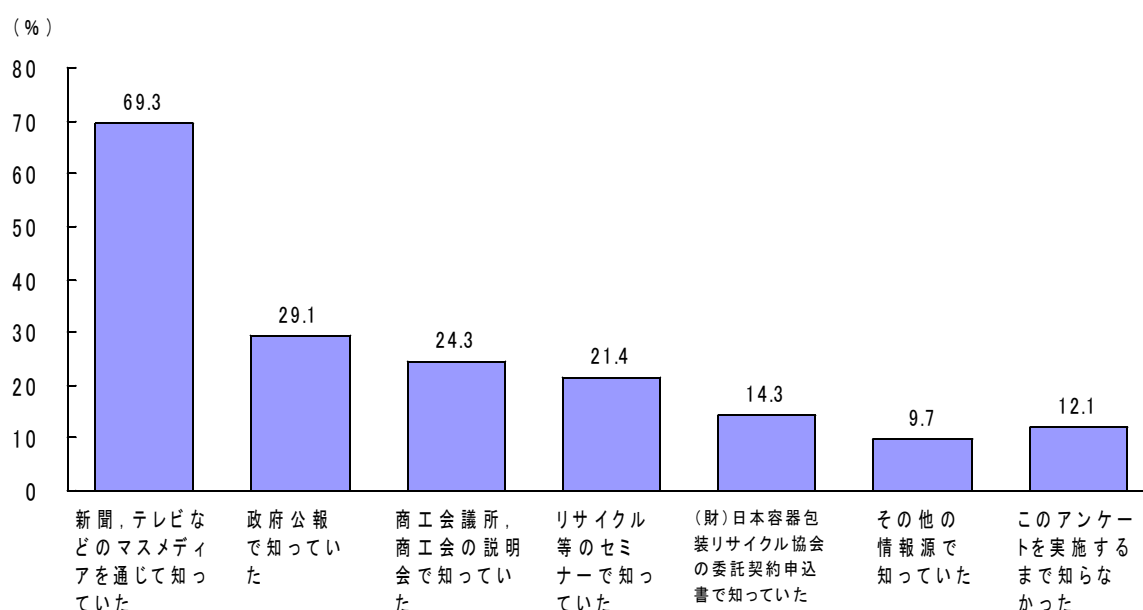
解 説

1 容器包装リサイクル法の完全施行についての認知度

－ 容器包装リサイクル法の完全施行を「知っていた」が9割 －

容器包装リサイクル法の完全施行についての認知度は、何らかの情報で知っていたとする流通加工業者モニターが9割であった。また、その情報源については、「新聞、テレビなどのマスメディア」が69.3%と最も高く、次いで「政府公報」(29.1%)、「商工会議所、商工会の説明会」(24.3%)の順となっている。(図1参照)

図1 容器包装リサイクル法の完全施行についての認知度
(複数回答(該当するものすべて))



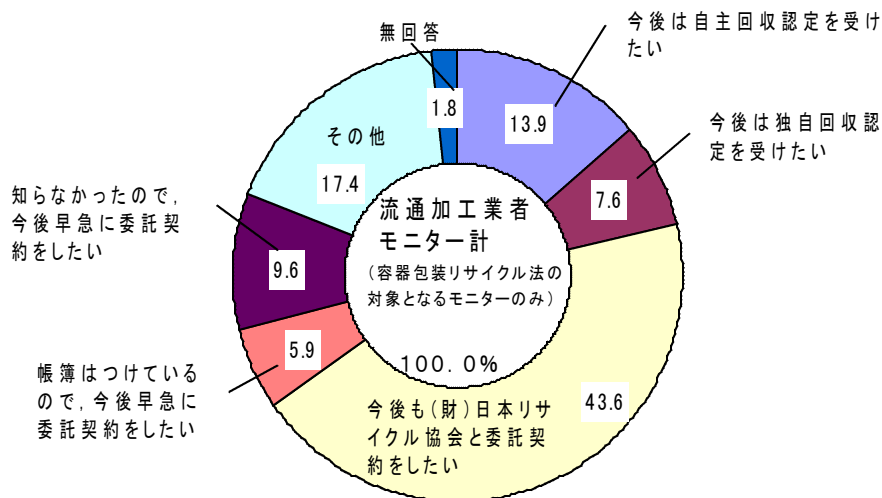
2 再商品化の義務についての今後の対応

－ 食品製造業では8割が今後の委託契約の意向あり －

容器包装リサイクル法の再商品化義務について、流通加工業者モニターの5割は、「再商品化義務がかかる容器包装は製造又は使用していない」及び「法律の適用除外(小規模事業者等)である」の容器包装リサイクル法の対象外であると回答した。

これら対象外のモニターを除き、容器包装リサイクル法の対象となるモニターについて、今後の意向をみると、「今後も(財)日本容器包装リサイクル協会と委託契約をしたい」が43.6%と最も高く、「帳簿はつけているので、今後早急に委託契約をしたい」(5.9%)及び「知らなかったなので、今後早急に委託契約をしたい」(9.6%)を合わせると、(財)日本容器包装リサイクル協会への委託意向は6割となっている。また、「今後は自主回収認定を受けたい」は13.9%、「今後は独自回収認定を受けたい」は7.6%であった。(図2-1参照)

図2 - 1 再商品化の義務についての今後の対応（流通加工業者モニター計）



これを、業種別にみると、食品製造業では、「今後(財)日本容器包装リサイクル協会と委託契約をしたい」が68.6%と最も高く、「帳簿はつけているので、今後早急に委託契約をしたい」(6.4%)及び「知らなかったのですが、今後早急に委託契約をしたい」(5.8%)を合わせると、(財)日本容器包装リサイクル協会への委託意向は8割を超えている。(図2 - 2 参照)

また、食品小売業では、他の業種に比べて「今後は自主回収認定を受けたい」が26.8%と高くなっている。(図2 - 3 参照)

図2 - 2 再商品化の義務についての今後の対応（食品製造業）

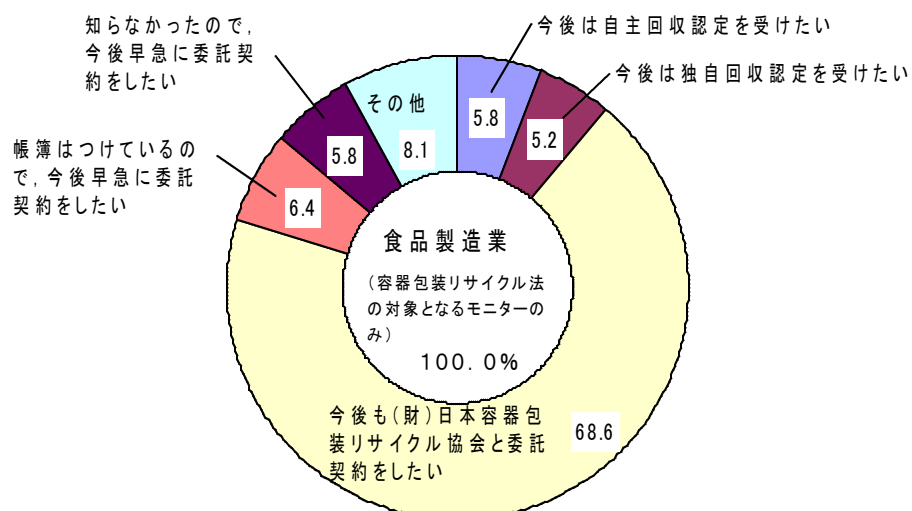
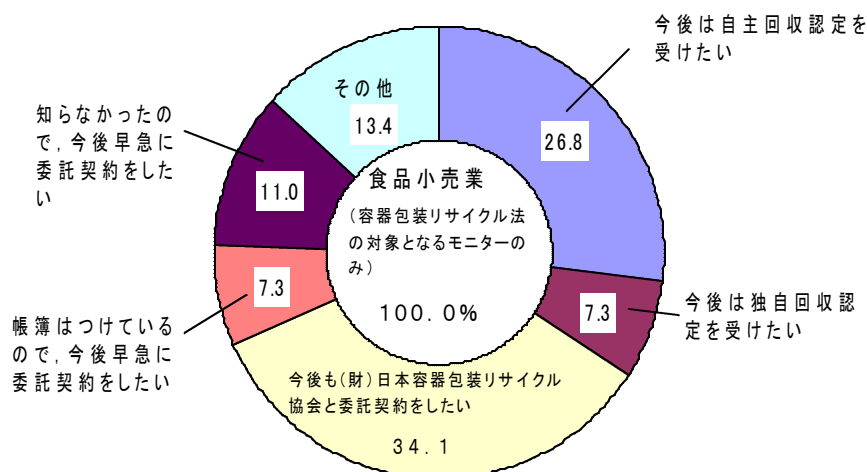


図2 - 3 再商品化の義務についての今後の対応（食品小売業）

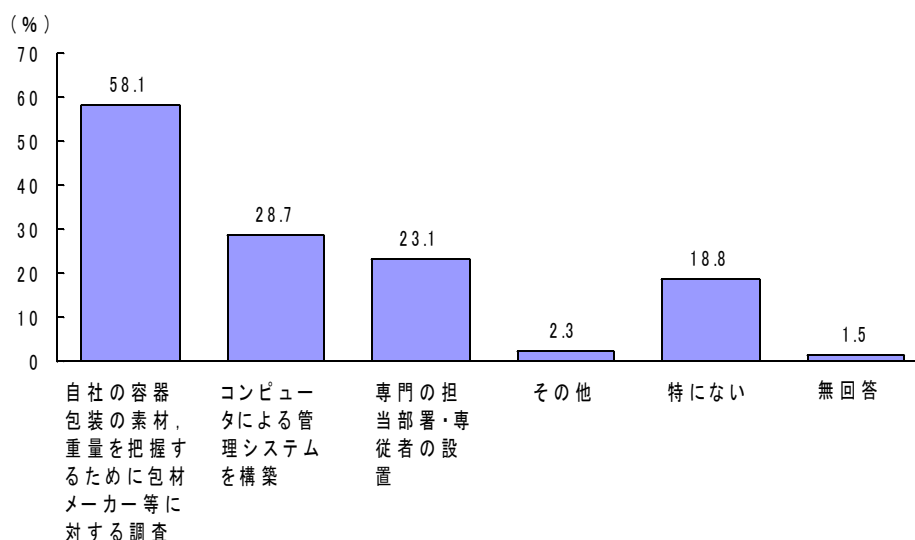


3 帳簿等を作成するに当たって新たに行おうと考えていること

— 「包材メーカー等に対する調査」が6割 —

再商品化義務への対応を考えている流通加工業者モニターに、帳簿等を作成するに当たって新たに行おうと考えていること（既に行っていることを含む。）を聞いたところ、「自社の容器包装の素材、重量を把握するために包材メーカー等に対する調査」が58.1%と最も高く、次いで「コンピュータによる管理システムを構築」(28.7%)、「専門の担当部署・専従者の設置」(23.1%)の順となっている。（図3参照）

図3 帳簿等を作成するに当たって新たに行おうと考えていること（既に行っていることを含む。）（複数回答（該当するものすべて））



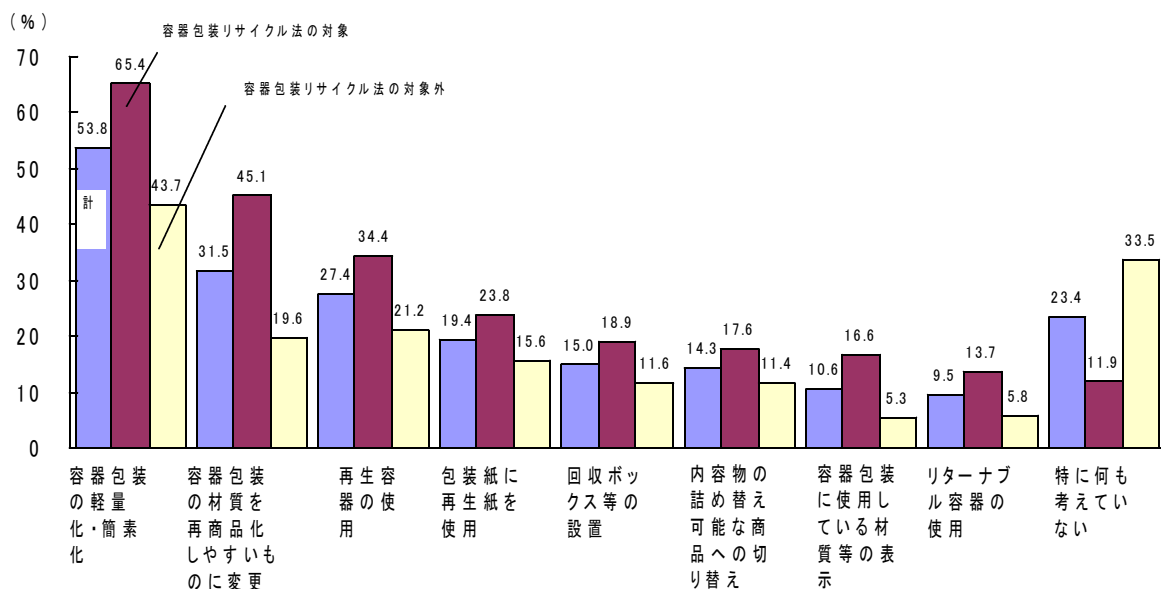
注：再商品化義務への対応を考えているモニターのみ

4 容器包装の減量化や再資源化，環境負荷の軽減等のために今後行っていこうと考えていること

－ 「容器包装の軽量化・簡素化」が5割 －

容器包装リサイクル法が完全施行されたことに伴って，容器包装の減量化や再資源化，環境負荷の軽減等のために今後行っていこうと考えていること（既に行っていることを含む。）を聞いたところ，「容器包装の軽量化・簡素化」が53.8%と最も高く，次いで「容器包装の材質を再商品化しやすいものに変更」（31.5%），「再生容器の使用」（27.4%）の順となっている。特に，容器包装リサイクル法の対象となるモニターは総じて取組意向が高くなっている。（図4 - 1 参照）

図4 - 1 容器包装の減量化や再資源化，環境負荷の軽減等のために今後行っていこうと考えていること（容器包装リサイクル法の対象・対象外別）
（複数回答（該当するものすべて））



また，業種別にみると，食品製造業では「容器包装の軽量化・簡素化」が68.5%と最も高く，次いで「容器包装の材質を再商品化しやすいものに変更」（46.7%），「再生容器の使用」（26.8%）の順となっている。また，「容器包装に使用している材質等の表示」も16.7%と他の業種に比べ高くなっている。（図4 - 2 参照）

食品小売業では「容器包装の軽量化・簡素化」が64.2%と最も高く，次いで「再生容器の使用」（34.2%），「容器包装の材質を再商品化しやすいものに変更」（33.7%），「包装紙に再生紙を使用」（33.7%）の順となっている。また，「回収ボックス等の設置」（30.0%）も他の業種に比べ高くなっている。（図4 - 3 参照）

図4 - 2 容器包装の減量化や再資源化，環境負荷の軽減等のために今後
行っていこうと考えていること（食品製造業）
（複数回答（該当するものすべて））

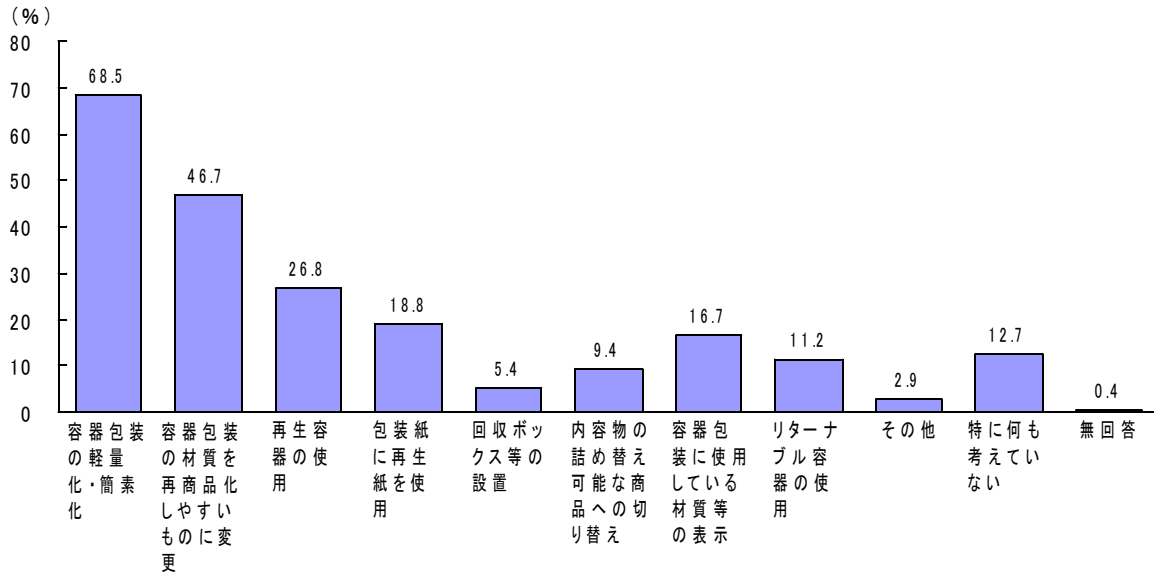
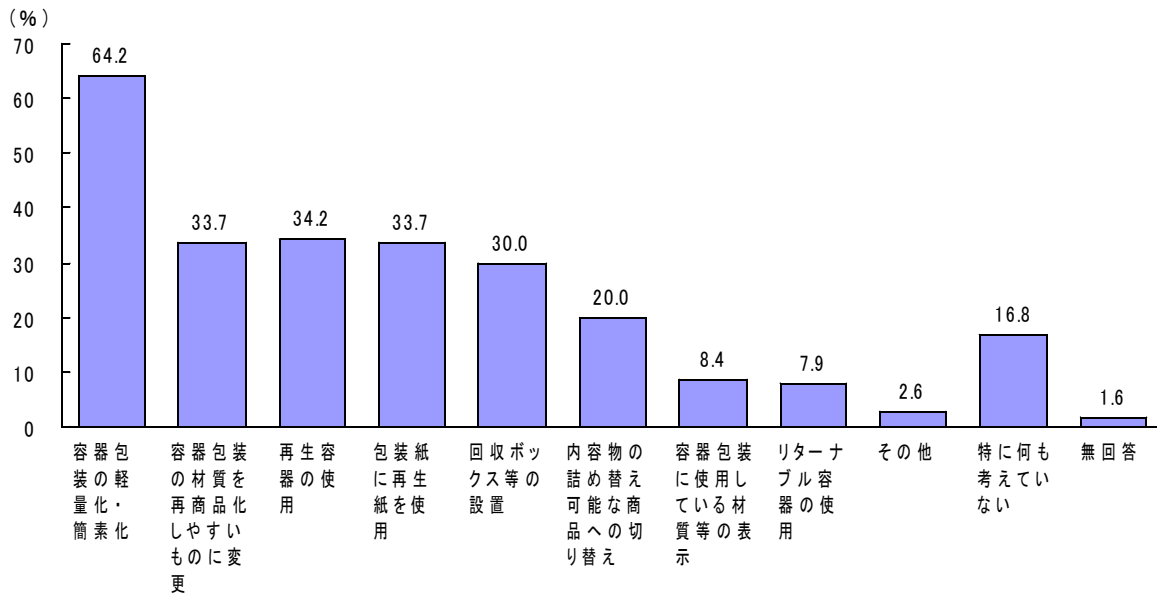


図4 - 3 容器包装の減量化や再資源化，環境負荷の軽減等のために今後
行っていこうと考えていること（食品小売業）
（複数回答（該当するものすべて））



5 消費者に対して行っていこうと考えていること

- 食品小売業では「店頭での簡易包装」が7割 -

容器包装リサイクル法が完全施行されたことに伴って、消費者に対して今後行っていこうと考えていること（既に行っていることを含む。）を聞いたところ、「店頭での簡易包装」が46.3%と最も高く、次いで、「自社の環境対策の紹介」（14.7%）、「買い物袋などの有料化」（10.0%）の順となっている。特に、容器包装リサイクル法の対象となるモニターでは、「自社の環境対策の紹介」が2割を超えている。（図5 - 1 参照）

また、業種別にみると、消費者と直接対応する食品小売業で、「店頭での簡易包装」が7割を超えている。（図5 - 2 参照）

図5 - 1 消費者に対して行っていこうと考えていること
（容器包装リサイクル法の対象・対象外別、複数回答（該当するものすべて））

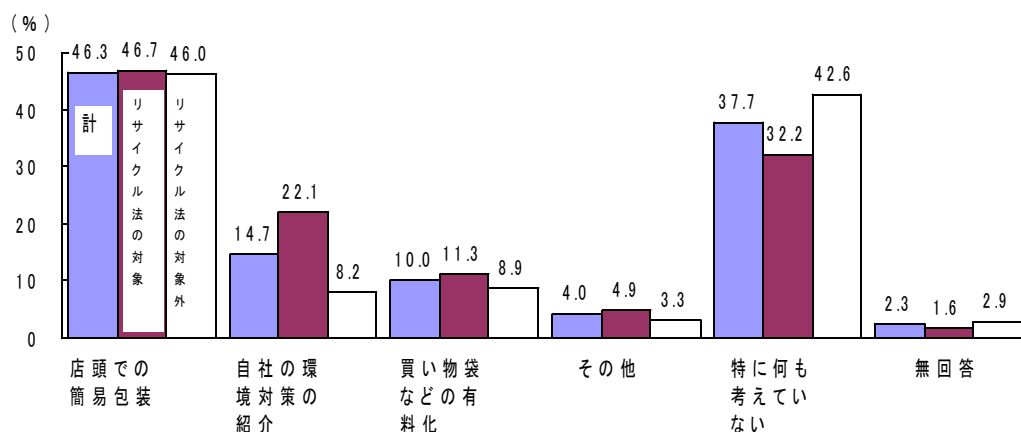
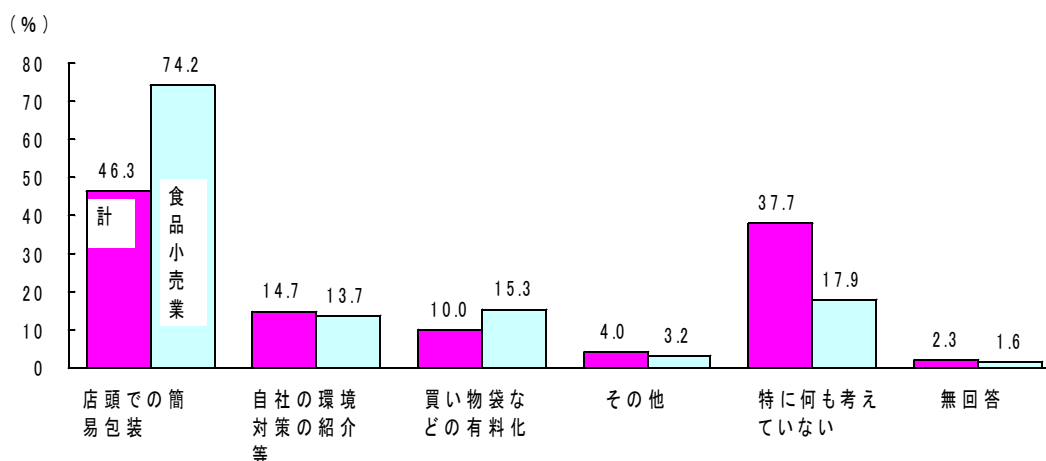


図5 - 2 消費者に対して行っていこうと考えていること
（流通加工業者モニター計、食品小売業、複数回答（該当するものすべて））



6 消費者に対して要望すること

- 「容器包装の簡素化」, 「環境対策にはコストがかかる」を理解してほしい加工業者が6割 -

流通加工業者モニターが消費者に対して要望することは、「容器や包装の簡素化を理解してほしい」及び「環境対策には、コストがかかることを理解してほしい」がそれぞれ63.1%、61.2%と高い割合となっている。特に、容器包装リサイクル法の対象となるモニターでは、「環境対策には、コストがかかることを理解してほしい」が7割を超えている。(図6-1参照)

業種別にみると食品製造業では「環境対策にはコストがかかることを理解してほしい」が73.9%と最も高くなっている。一方、食品小売業では「容器や包装の簡素化を理解してほしい」が75.3%と最も高くなっている。また、容器包装の減量化や再資源化、環境負荷の軽減等のための取組として「回収ボックス等の設置」が3割と他の業種に比べて高かった食品小売業では、「容器を洗浄してから分別回収に協力してほしい」も44.2%と高くなっている。(図6-2参照)

図6-1 消費者に対して要望すること(容器包装リサイクル法の対象・対象外別)
(複数回答(該当するものすべて))

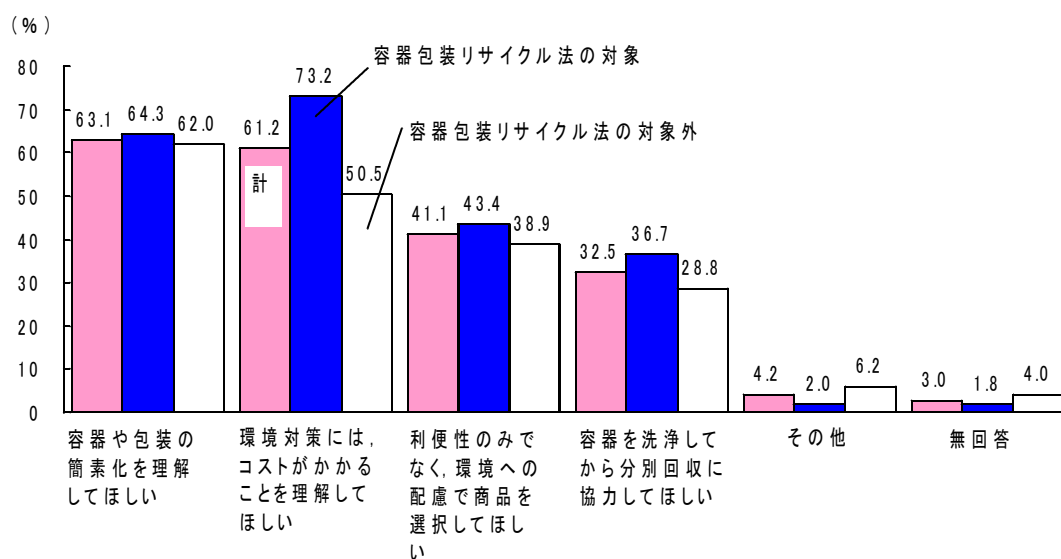
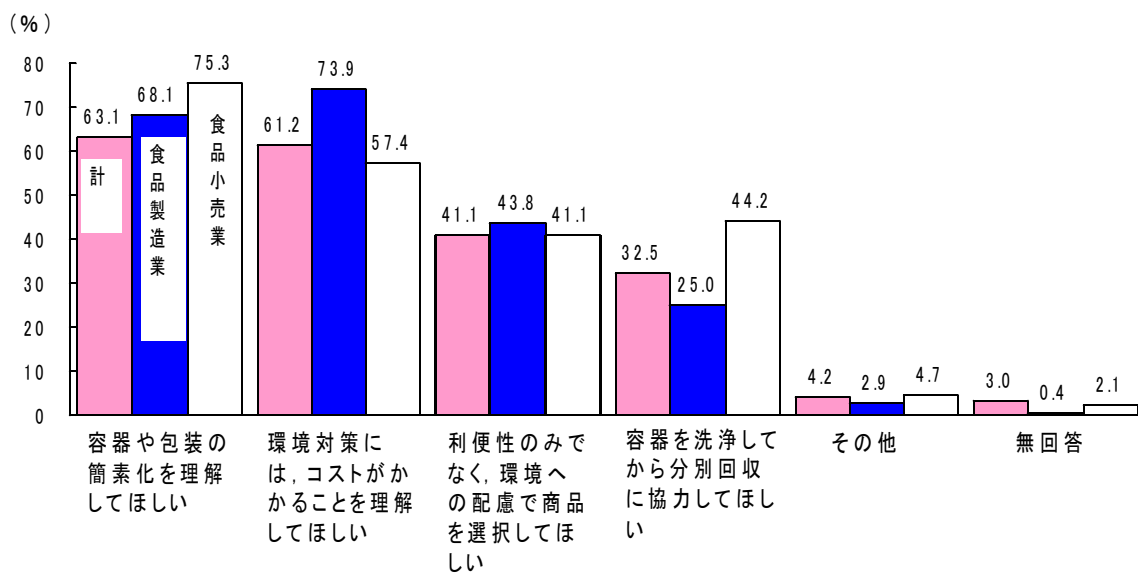


図6-2 消費者に対して要望すること（業種別）
（複数回答（該当するものすべて））



Ⅲ 統計表

(1) 容器包装リサイクル法の完全施行についての認知度（複数回答（該当するものすべて））

単位：%

区 分		回答数 (人)	計	政府公報で 知っていた	新聞、テレ ビなどのマ スメディア を通じて 知っていた	リサイクル 等のセミ ナーで知っ ていた	商工会議 所、商工会 の説明会で 知っていた	(財)日本 容器包装リ サイクル協 会の委託契 約申込書で 知っていた	その他の情 報源で知っ ていた	このアン ケートを実 施するまで 知らなかつ た	無回答
計		1 040	100.0	29.1	69.3	21.4	24.3	14.3	9.7	12.1	-
業 種 別	食 品 製 造 業	276	100.0	35.5	68.1	30.4	38.0	30.4	13.4	5.4	-
	生 鮮 食 品 卸 売 業	193	100.0	29.0	68.4	17.1	17.6	7.8	7.8	13.5	-
	そ の 他 食 品 卸 売 業	191	100.0	28.3	71.7	21.5	20.9	15.7	10.5	9.9	-
	食 品 小 売 業	190	100.0	29.5	72.1	23.2	24.2	7.9	10.5	14.7	-
	外 食 産 業	190	100.0	20.5	66.8	11.1	14.7	2.6	4.7	20.0	-
農 政 局 等 別	北 海 道	70	100.0	24.3	72.9	20.0	30.0	20.0	8.6	11.4	-
	北 東 北	113	100.0	33.6	75.2	22.1	26.5	15.0	7.1	8.0	-
	関 東	244	100.0	28.3	72.1	21.3	18.4	14.3	7.8	13.9	-
	北 陸	76	100.0	35.5	60.5	32.9	35.5	15.8	15.8	11.8	-
	東 海	73	100.0	31.5	54.8	20.5	31.5	16.4	11.0	12.3	-
	近 畿	132	100.0	31.8	68.2	21.2	24.2	12.1	12.1	13.6	-
	中 国 四 国	173	100.0	21.4	69.4	20.8	23.7	11.6	12.1	11.0	-
	九 州 沖 縄	141	100.0	31.9	71.6	17.7	20.6	14.2	7.1	11.3	-
	18	100.0	27.8	66.7	16.7	27.8	16.7	5.6	22.2	-	

(2) 再商品化の義務についての今後の対応
ア 流通加工業者モニター全体

単位：%

区 分		回答数 (人)	計	今後は自主 回収認定を 受けたい	今後は独自 回収認定を 受けたい	今後も(財) 日本容器包 装リサイク ル協会と委 託契約をし たい	帳簿はつけ ているの で、今後早 急に委託契 約をしたい	知らなかつ たので、今 後早急に委 託契約をし たい	再商品化義 務がかかる 容器包装は 製造又は使 用していな い	法律の適 用除外(小 規模事業 者等)であ る	その他	無回答
計		1 040	100.0	6.5	3.6	20.5	2.8	4.5	22.4	30.7	8.2	0.9
業 種 別	食 品 製 造 業	276	100.0	3.6	3.3	42.8	4.0	3.6	14.9	22.8	5.1	-
	生 鮮 食 品 卸 売 業	193	100.0	8.8	4.7	7.3	1.0	5.2	34.2	25.4	11.4	2.1
	そ の 他 食 品 卸 売 業	191	100.0	2.6	5.2	19.4	3.7	3.7	25.7	23.0	14.7	2.1
	食 品 小 売 業	190	100.0	11.6	3.2	14.7	3.2	4.7	16.3	40.5	5.8	-
	外 食 産 業	190	100.0	7.4	1.6	8.4	1.6	5.8	24.2	45.3	5.3	0.5
農 政 局 等 別	北 海 道	70	100.0	5.7	5.7	21.4	5.7	2.9	15.7	35.7	5.7	1.4
	北 東 北	113	100.0	8.8	4.4	15.9	4.4	6.2	18.6	33.6	8.0	-
	関 東 北	244	100.0	7.8	4.5	17.2	2.5	4.5	23.8	30.3	9.0	0.4
	陸 奥 半 島	76	100.0	5.3	3.9	17.1	2.6	3.9	19.7	34.2	11.8	1.3
	近 畿 道	73	100.0	1.4	1.4	30.1	-	4.1	23.3	28.8	9.6	1.4
	中 国 四 国	132	100.0	4.5	2.3	28.0	1.5	4.5	23.5	29.5	5.3	0.8
	中 国 四 国	173	100.0	7.5	1.7	24.3	2.9	5.8	20.8	26.0	9.2	1.7
	九 州 沖 縄	141	100.0	6.4	5.0	16.3	3.5	2.8	27.0	31.2	7.1	0.7
	18	100.0	11.1	-	5.6	-	5.6	33.3	38.9	5.6	-	

(2) 再商品化の義務についての今後の対応
 イ 容器包装リサイクル法の対象となるモニターのみ

単位：%

区 分		回答数 (人)	計	今後は自主 回収認定を 受けたい	今後は独自 回収認定を 受けたい	今後も(財) 日本容器包 装リサイク ル協会と委 託契約をし たい	帳簿はつけ ているの で、今後早 急に委託契 約をしたい	知らなかつ たので、今 後早急に委 託契約をし たい	その他	無回答
計		488	100.0	13.9	7.6	43.6	5.9	9.6	17.4	1.8
業 種 別	食 品 製 造 業	172	100.0	5.8	5.2	68.6	6.4	5.8	8.1	-
	生 鮮 食 品 卸 売 業	78	100.0	21.8	11.5	17.9	2.6	12.8	28.2	5.1
	そ の 他 食 品 卸 売 業	98	100.0	5.1	10.2	37.8	7.1	7.1	28.6	4.1
	食 品 小 売 業	82	100.0	26.8	7.3	34.1	7.3	11.0	13.4	-
	外 食 産 業	58	100.0	24.1	5.2	27.6	5.2	19.0	17.2	1.7
農 政 局 等 別	北 海 道	34	100.0	11.8	11.8	44.1	11.8	5.9	11.8	2.9
	北 東 北	54	100.0	18.5	9.3	33.3	9.3	13.0	16.7	-
	関 東	112	100.0	17.0	9.8	37.5	5.4	9.8	19.6	0.9
	北 東 陸	35	100.0	11.4	8.6	37.1	5.7	8.6	25.7	2.9
	近 海	35	100.0	2.9	2.9	62.9	-	8.6	20.0	2.9
	中 国 四 国	62	100.0	9.7	4.8	59.7	3.2	9.7	11.3	1.6
	中 国 四 国	92	100.0	14.1	3.3	45.7	5.4	10.9	17.4	3.3
	九 州 沖 縄	59	100.0	15.3	11.9	39.0	8.5	6.8	16.9	1.7
九 州 沖 縄	5	100.0	40.0	-	20.0	-	20.0	20.0	-	

注：容器包装リサイクル法の対象となるモニターとは、再商品化の義務についての今後の対応で「再商品化義務がかかる容器包装は製造又は使用していない」及び「法律の適用除外（小規模事業者等）である」と回答したモニターを除外したものである。

(3) 帳簿等を作成するに当たって新たに行おうと考えていること(既に行っていることを含む。)
 (再商品化義務への対応を考えているモニターのみ、複数回答(該当するものすべて))

単位：%

区 分		回 答 数 (人)	計	自社の容器包装の素材,重量を把握するために包材メーカー等に対する調査	コンピュータによる管理システムを構築	専門の担当部署・専従者の設置	その他	特にない	無回答
計		394	100.0	58.1	28.7	23.1	2.3	18.8	1.5
業 種 別	食 品 製 造 業	158	100.0	69.0	31.6	21.5	2.5	10.1	2.5
	生 鮮 食 品 卸 売 業	52	100.0	42.3	19.2	23.1	3.8	32.7	-
	そ の 他 食 品 卸 売 業	66	100.0	54.5	30.3	27.3	1.5	19.7	1.5
	食 品 小 売 業	71	100.0	59.2	32.4	25.4	2.8	16.9	-
	外 食 産 業	47	100.0	42.6	21.3	19.1	-	34.0	2.1
農 政 局 等 別	北 海 道	29	100.0	58.6	24.1	27.6	3.4	17.2	-
	北 東 北	45	100.0	60.0	33.3	20.0	2.2	15.6	2.2
	関 東	89	100.0	56.2	27.0	20.2	2.2	20.2	1.1
	北 陸	25	100.0	60.0	36.0	40.0	-	12.0	-
	東 海	27	100.0	55.6	14.8	11.1	-	29.6	3.7
	近 畿	54	100.0	64.8	29.6	25.9	1.9	14.8	1.9
	中 国 四 国	73	100.0	47.9	27.4	20.5	5.5	24.7	1.4
	九 州 沖 縄	48	100.0	66.7	33.3	25.0	-	12.5	2.1
	4	100.0	75.0	50.0	50.0	-	25.0	-	

注：再商品化義務への対応を考えているモニターとは、容器包装リサイクル法の対象者で再商品化義務への今後の対応で「その他」及び「無回答」と回答したモニターを除外したものである。

(4) 容器包装の減量化や再資源化，環境負荷の軽減等のために今後行っていこうと考えていること（既に行っていることを含む。）
 （複数回答（該当するものすべて））

単位：%

区分	回答数 (人)	計	容器包装 の軽量 化・簡素 化	容器包装 の材質を 再商品化 しやすい ものに変更	内容物の 詰め替え 可能な商 品への切 り替え	再生容器 の使用	包装紙に 再生紙を 使用	容器包装 に使用し ている材 質等の表 示	リターナ ブル容器 の使用	回収ボッ クス等の 設置	その他	特に何も 考えてい ない	無回答
計	1 040	100.0	53.8	31.5	14.3	27.4	19.4	10.6	9.5	15.0	2.7	23.4	2.2
容器包装リサイクル法の対象	488	100.0	65.4	45.1	17.6	34.4	23.8	16.6	13.7	18.9	3.7	11.9	1.0
容器包装リサイクル法の対象外	552	100.0	43.7	19.6	11.4	21.2	15.6	5.3	5.8	11.6	1.8	33.5	3.3
業種別													
食品製造業	276	100.0	68.5	46.7	9.4	26.8	18.8	16.7	11.2	5.4	2.9	12.7	0.4
生鮮食品卸売業	193	100.0	45.6	24.9	14.5	27.5	15.0	5.7	6.2	10.9	2.6	29.5	3.1
その他食品卸売業	191	100.0	44.0	25.1	13.6	23.6	14.1	9.9	14.1	17.3	3.7	27.2	3.1
食品小売業	190	100.0	64.2	33.7	20.0	34.2	33.7	8.4	7.9	30.0	2.6	16.8	1.6
外食産業	190	100.0	40.5	20.5	16.3	25.3	15.8	9.5	7.4	15.8	1.6	35.3	3.7
農政局等別													
北海道	70	100.0	48.6	38.6	15.7	27.1	17.1	14.3	8.6	20.0	1.4	27.1	-
北海道	113	100.0	61.1	32.7	13.3	28.3	23.9	8.0	5.3	16.8	4.4	26.5	1.8
北海道	244	100.0	60.7	31.6	18.9	30.3	22.5	13.1	11.1	17.6	2.9	21.7	0.8
北海道	76	100.0	52.6	32.9	17.1	26.3	22.4	10.5	10.5	9.2	1.3	19.7	2.6
北海道	73	100.0	52.1	26.0	9.6	28.8	13.7	12.3	9.6	11.0	-	21.9	2.7
中国四国	132	100.0	55.3	33.3	15.2	30.3	22.7	8.3	10.6	9.1	3.8	21.2	3.8
中国四国	173	100.0	46.2	34.1	11.0	26.6	16.2	9.8	9.2	13.9	1.7	25.4	2.9
九州	141	100.0	51.1	24.8	11.3	22.7	13.5	9.2	10.6	18.4	4.3	20.6	3.5
九州	18	100.0	33.3	27.8	11.1	5.6	22.2	5.6	-	16.7	-	50.0	-

(5) 消費者に対して行っていこうと考えていること(既に行っていることを含む。)
 (複数回答(該当するものすべて))

単位：%

区 分	回答数 (人)	計	店頭での 簡易包装	買い物袋 などの有 料化	自社の環 境対策の 紹介	その他	特に何も 考えてい ない	無回答
計	1 040	100.0	46.3	10.0	14.7	4.0	37.7	2.3
容器包装リサイクル法の対象	488	100.0	46.7	11.3	22.1	4.9	32.2	1.6
容器包装リサイクル法の対象外	552	100.0	46.0	8.9	8.2	3.3	42.6	2.9
業 食 品 製 造 業	276	100.0	43.8	6.5	20.7	6.2	35.5	0.7
種 生 鮮 食 品 卸 売 業	193	100.0	41.5	8.8	11.9	3.6	44.0	3.1
別 その 他 食 品 卸 売 業	191	100.0	34.0	7.9	15.2	4.2	46.1	3.7
食 品 小 売 業	190	100.0	74.2	15.3	13.7	3.2	17.9	1.6
外 食 産 業	190	100.0	39.5	13.2	9.5	2.1	45.8	3.2
農 北 海 道	70	100.0	45.7	12.9	12.9	-	44.3	-
政 東 北	113	100.0	52.2	12.4	15.0	3.5	33.6	1.8
局 関 東	244	100.0	54.1	9.0	14.8	4.9	31.6	1.6
等 北 東 陸	76	100.0	35.5	7.9	18.4	5.3	42.1	2.6
別 近 海 畿	73	100.0	38.4	5.5	12.3	4.1	45.2	2.7
中 国 四 国	132	100.0	48.5	8.3	16.7	4.5	36.4	3.8
九 州	173	100.0	38.7	11.0	11.6	2.9	44.5	2.9
沖 縄	141	100.0	46.1	12.8	17.0	5.0	34.8	2.8
	18	100.0	44.4	5.6	11.1	5.6	38.9	-

(6) 消費者に対して要望すること
(複数回答(該当するものすべて))

単位：%

区分	回答数(人)	計	環境対策には、コストがかかることを理解してほしい	容器や包装の簡素化を理解してほしい	利便性のみでなく、環境への配慮で商品を選択してほしい	容器を洗浄してから分別回収に協力してほしい	その他	無回答
計	1 040	100.0	61.2	63.1	41.1	32.5	4.2	3.0
容器包装リサイクル法の対象	488	100.0	73.2	64.3	43.4	36.7	2.0	1.8
容器包装リサイクル法の対象外	552	100.0	50.5	62.0	38.9	28.8	6.2	4.0
業種別								
食品製造業	276	100.0	73.9	68.1	43.8	25.0	2.9	0.4
生鮮食品卸売業	193	100.0	61.1	61.1	39.4	31.6	4.1	4.1
その他食品卸売業	191	100.0	63.4	57.1	46.1	33.0	2.1	4.2
食品小売業	190	100.0	57.4	75.3	41.1	44.2	4.7	2.1
外食産業	190	100.0	44.2	51.6	33.7	32.1	7.9	5.3
農政局等別								
北海道	70	100.0	70.0	62.9	42.9	35.7	1.4	-
北海道	113	100.0	65.5	69.9	50.4	39.8	6.2	2.7
北海道	244	100.0	65.2	66.4	45.9	30.7	4.1	1.2
北海道	76	100.0	56.6	59.2	34.2	35.5	5.3	3.9
北海道	73	100.0	56.2	57.5	30.1	27.4	5.5	4.1
中国四国	132	100.0	62.9	59.8	41.7	28.0	5.3	3.0
中国四国	173	100.0	55.5	62.4	36.4	29.5	2.9	4.6
九州	141	100.0	58.2	60.3	35.5	34.8	4.3	5.0
九州	18	100.0	50.0	66.7	66.7	50.0	-	-

容器・包装のリサイクルに関する意識・意向について

(平成12年6月)(流通加工業者モニター(木材関係を除く)用)

農林水産省

アンケート票に記載いただいた内容は秘密扱いとし、統計を作成する以外の目的に使用することはありませんので、ありのままを回答用紙に御記入ください。

国民生活に身近な環境問題の一つである廃棄物問題、特に容器包装廃棄物について、消費者の分別排出、自治体の分別収集、事業者のリサイクル責任を明確にした「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)が平成12年4月から完全実施されています。

本アンケートは、今後の容器包装リサイクル法の円滑な推進を図るため、容器包装のリサイクルについての意識や意向等を把握するものです。

問1 貴社(あなた)は、平成12年4月から容器包装リサイクル法が完全実施され、容器包装を製造したり、利用した事業者に再商品化義務が生じていることを知っていましたか。(該当する番号をすべて回答用紙に記入してください。)

- 1 政府公報で知っていた
- 2 新聞、テレビなどのマスメディアを通じて知っていた
- 3 リサイクル等のセミナーで知っていた
- 4 商工会議所、商工会の説明会で知っていた
- 5 (財)日本容器包装リサイクル協会の委託契約申込書で知っていた
- 6 その他の情報源(具体的に回答用紙に記入してください。)で知っていた
- 7 このアンケートを実施するまで知らなかった

問2 貴社は、容器包装リサイクル法による再商品化の義務について、今後どのような形で対応しようと考えていますか。(該当する番号を1つ回答用紙に記入してください。)

- 1 今後は自主回収認定を受けたい
- 2 今後は独自回収認定を受けたい
- 3 今後も(財)日本容器包装リサイクル協会と委託契約をしたい
- 4 帳簿はつけているので、今後早急に委託契約をしたい
- 5 知らなかったので、今後早急に委託契約をしたい
- 6 再商品化義務がかかる容器包装は製造又は使用していない
- 7 法律の適用除外(小規模事業者)である
- 8 その他(具体的に回答用紙に記入してください。)

注1: このアンケートでいう「帳簿」とは、再商品化義務量等を算出するための帳簿をさします。

2: 既に自主回収認定を受けている場合は、「8 その他」を選択し、回答用紙に記入してください。

(問2で「1から5」を選択された方にお聞きします。)

問3 帳簿等を作成するに当たって新たに行なおうと考えていること(既に行ったことを含む。)は何ですか。

(該当する番号をすべて回答用紙に記入してください。)

- 1 自社の容器包装の素材、重量を把握するために包材メーカー等に対する調査
- 2 コンピュータによる管理システムを構築
- 3 専門の担当部署・専従者の設置
- 4 その他(具体的に回答用紙に記入してください。)
- 5 特になし

裏面へお進みください

[参考]

問4 貴社では、容器包装リサイクル法が完全実施されたことに伴って、容器包装の減量化や再資源化、環境負荷の軽減等のために今後どのようなことを行っていこうと考えていますか。(既に、行っていることを含む。)
(該当する番号をすべて回答用紙に記入してください。)

- 1 容器包装の軽量化・簡素化
- 2 容器包装の材質を再商品化しやすいものに変更
- 3 内容物の詰め替え可能な商品への切り替え
- 4 再生容器の使用
- 5 包装紙に再生紙を使用
- 6 容器包装に使用している材質等の表示
- 7 リターナブル容器の使用
- 8 回収ボックス等の設置
- 9 その他(具体的に行っている取組を回答用紙に記入してください。)
- 10 特に何も考えていない

問5 貴社では、容器包装リサイクル法が完全実施されたことに伴って、消費者に対して、今後、具体的にどのようなことを行っていこうと考えていますか。(既に行っていることを含む。)
(該当する番号をすべて回答用紙に記入してください。)

- 1 店頭での簡易包装
- 2 買い物袋などの有料化
- 3 自社の環境対策の紹介(工場見学、店頭でのポスター等)
- 4 その他(具体的に考えている取組を回答用紙に記入してください。)
- 5 特に何も考えていない

問6 貴社では、容器包装リサイクル法が完全実施されたことに伴って、消費者に対してどのようなことを要望しますか。
(該当する番号をすべて回答用紙に記入してください。)

- 1 環境対策には、コストがかかることを理解してほしい
- 2 容器や包装の簡素化を理解してほしい
- 3 利便性のみではなく、環境への配慮で商品を選択してほしい
- 4 容器を洗浄してから分別回収に協力してほしい
- 5 その他(具体的に回答用紙に記入してください。)

!!御協力ありがとうございました!!

[利用者のために]

1 アンケート内容

「容器包装リサイクル法」の円滑な推進を図っていくため、容器・包装のリサイクルに関する意識や意向等について把握した。

2 アンケート対象

生産者（農業者，林業者，漁業者），流通加工業者及び消費者の意見・意向等を迅速かつ的確に把握して農林水産行政に反映させることなどを目的とした「農林水産情報交流ネットワーク事業」において，全国に配置しているモニターの中から，次のモニターを対象とした。

流通加工業者モニター（木材関係を除く）： 1,200 名

流通加工業者モニターは，原則として，流通加工業の経営を今後とも積極的に行う意欲がある者，又は，今後とも経営を積極的に展開する企業に従事する者を選定基準として，製造業・卸売業・小売業・外食産業から選定した。

3 アンケート実施時期 平成12年6月上旬～中旬

4 アンケート方法

モニターにアンケート票を送付し，農林水産省の職員による面接・聞き取りの方法により行った。

5 回収結果等

区 分	配付者数 (名)	有効回収数 (名)	有効回収率 (%)
流通加工業者モニター（木材関係を除く）	1,200	1,040	86.7

6 用語の説明等

- (1) 数値は，各設問（各区分）の有効回答数計を 100.0とする割合である。
- (2) ラウンドの関係で内訳の積み上げと計とは必ずしも一致しない。
- (3) 「(複数回答)」の表示があるものは，計が 100.0にならない。
- (4) 統計表に使用した「-」は，該当のないことを表す。
- (5) 業種別の「生鮮食品卸売業」とは，野菜，果実，食肉，生鮮魚介類及び花き卸売業をいい，「その他食品卸売業」とは，「生鮮食品卸売業」以外の食品卸売業をいう。

(6) 農政局等の区分は、以下のとおりである。

北海道：北海道

東北：青森，岩手，宮城，秋田，山形，福島

関東：茨城，栃木，群馬，埼玉，千葉，東京，神奈川，山梨，長野，静岡

北陸：新潟，富山，石川，福井

東海：岐阜，愛知，三重

近畿：滋賀，京都，大阪，兵庫，奈良，和歌山

中国四国：鳥取，島根，岡山，広島，山口，徳島，香川，愛媛，高知

九州：福岡，佐賀，長崎，熊本，大分，宮崎，鹿児島

沖縄：沖縄



〈連絡先〉

農林水産省 統計情報部

流通消費統計課 食品産業動向班

電話：03 - 3502 - 8111 (内線3297, 3285)

03 - 3501 - 2747 (直通)

農林水産省ホームページ

【<http://www.maff.go.jp/>】「統計情報」

(農林水産情報は再生紙を使用しています。)

統計はあなたの暮らしに活かしている